

運行管理高度化

~ 国土交通省の取組と点呼+~

国土交通省 中小トラック運送業のための ITツール活用ガイドブック 掲載 全日本トラック協会 自動点呼機器導入促進助成事業 対象商品



本日お伝えしたいこと









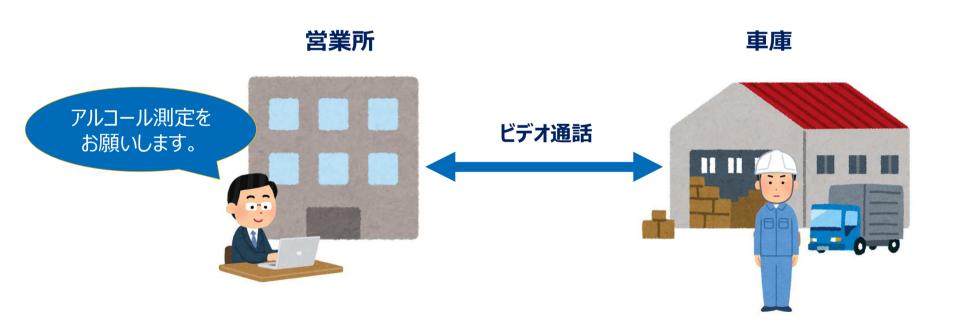
- 1. 現状の点呼制度について
- 2. 業務後自動点呼
- 3. 業務前自動点呼
- 4. 遠隔点呼
- 5. 告示改正に関するポイント
- 6. 点呼+でできること
- 7. 点呼+の拡張性

- •対面点呼
- ·IT点呼
- ·遠隔点呼 ★NEW
- ·業務後自動点呼 ★NEW



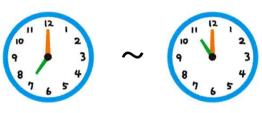


IT点呼 営業所と車庫間でビデオ通話にて実施。 GマークやGマーク相当の条件を満たした事業所のみ実施可能。





IT点呼 営業所をまたいでIT点呼を実施する場合、16時間の時間制限。 Gマークが必要になります。



例) 19:00 ~ 11:00

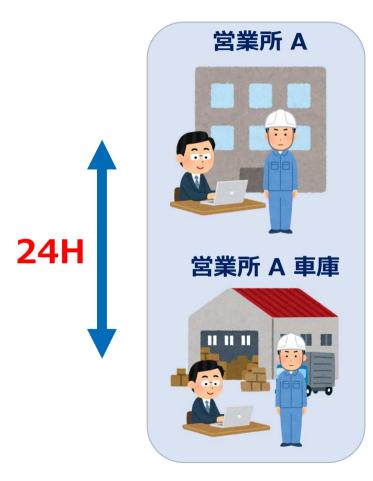


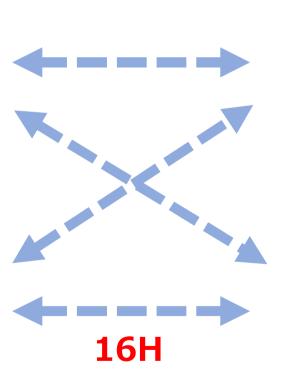


IT点呼

点呼可能時間











遠隔点呼 IT点呼同様にビデオ通話にて点呼実施。

営業所 車庫 ビデオ通話

IT点呼との違い

メリット

- ・事業所の優良性を問わない
- ・営業所をまたいでも時間制限なし
- ・100%資本関係の場合、法人をまたいで実施可能

ただし!

- ・一定要件を満たす機器、システムが必要
- 点呼場環境要件を満たす必要あり
- ・**運用上のルール**を満たす必要あり



自動点呼 ロボットまたはPCで点呼を実施。

主なメリット、注意点

メリット

- ・ 管理者の作業、拘束時間を**大幅削減**
- ・運行管理者実施回数にカウント

通常時



非常時

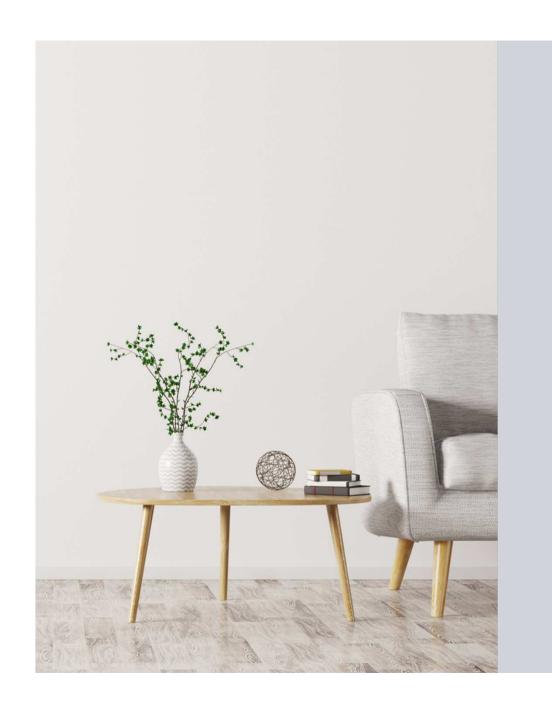


ただし!

- 認定機器を使用する必要あり
- ・点呼場環境要件を満たす必要あり
- 運用上のルールを満たす必要あり
- ・**非常時**には管理者が駆けつけて対面点呼 またはIT/遠隔点呼にて点呼実施
- ・現在、業務後のみ自動点呼対応



	IT点	呼(従前の取扱い)	遠隔点呼	自動点呼
詳細	Gマークあり	Gマーク同等	新制度	新制度
条件	Gマーク (点呼実施、 被点呼側双方に必要)	優良事業所 ・開設3年経過 ・3年間無事故(報告規則2条該当事故) ・3年間無違反(警告以上の違反) ・巡回指導「D,E」以外、点呼項目「適」 (指摘受けても3ヶ月以内に改善できれば可)	一定要件の機器、施設環境 一定の運用遵守事項 ・生体認証での個人識別 ・情報共有の確実性 (指導監督記録、運転者台帳、労働時間等) ・高度な点呼機器、システム	認定機器使用 一定要件の施設環境 一定の運用遵守事項 生体認証での個人識別 (ALC測定直前か測定中も必要)
点呼時間 24H可能	営業所とその車庫間営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間		営業所と当該営業所の車庫間 当該営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間 営業所と他の営業所間 営業所と他の営業所の車庫間 営業所の車庫と他の営業所の車庫間 営業所とグループ企業の営業所間 営業所とグループ企業の営業所間 営業所とグループ企業の営業所の車庫間 営業所の車庫とグループ企業の営業所の車庫間 ※グループ企業とは 100%株式保有による支配関係にある親会社と 子会社または100%子会社同士	営業所 車庫 ※条件付き 事故やアルコール検知された場合など 非常時は営業所で認められた点呼に 切替て対応。 責任は事業者・運行管理者が負う
点呼時間 連続16H迄	営業所と他の営業所間 営業所と他の営業所の車庫間	-	-	-
結果の扱い	対面点呼と同等(管理者・補助者のカウントは点呼実)		施者の属性に依存)	対面点呼と同等(管理者)
実施条件	実施予定の10日前までに運輸支局長等に報告書の提出		実施予定の10日前までに運輸支局長等に <mark>届出書</mark> を提出	
方法	疑似対面(業務前・業務後)		疑似対面(業務前・業務後)	自動(業務後)





業務後自動点呼を行うには

自動点呼実施予定日の**原則10日前**に、 管轄する運輸支局長等に**届出書**を提出すること。

添付書類

- ・ 非常時に対面点呼または実施が認められている点呼を 行うことができる体制が分かる書類
- 自動点呼機器の設置場所及び設置状況が分かる書類
- 監視カメラの設置場所が分かる書類
- ■国土交通省 運行管理高度化検討会のサイト (文末に遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報が記載されております) https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000082.html

業務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

別 紙 10

○○運輸局 ○○運輸支局長 殿

生所 氏名又は名称 代麦者氏名 (連絡先) 担当者氏名 (連絡先) 電話番号 (連絡先) 電話番号

業務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

 業務後自動点呼を行う貨物自動車運送事業の種類(該当するものに○をつけること) 一般貨物・特定貨物

2. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号 についても記載。

- 3. 業務後自動点呼開始予定日 令和 年
- 4. 宣誓事項(次の項目に該当する場合は、□にチェック(√)を記入すること) □ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示(合和
 - 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示(5年国土交通省告示第266号)に規定されている要件を遵守します。
- 5. 添付書籍
- ・非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類
- 自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・監視カメラの設置場所が分かる書類



非常時の体制

非常時に対面又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類

- ① 運行管理者等が**不在**でも**必ず連絡が取れる連絡先**と 連絡が取れた管理者等が事務所に出向き**対面点呼を実施する旨の記載**があるもの
- ② IT/遠隔点呼等が認められている事業者は、対面の代わりにIT/遠隔で実施も可能。





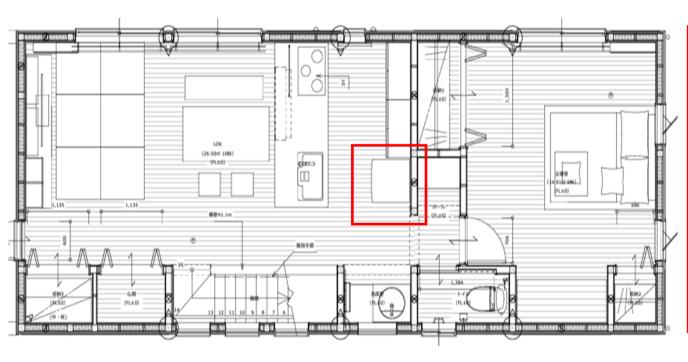
非常時とは

- · 点呼機器故障
- ・インターネット障害
- ・アルコール検知時 など



設置場所及び設置状況

- ① 自動点呼機器の設置場所を記載した事務所の平面図等
- ② 周辺機器を含む、点呼機器の写真

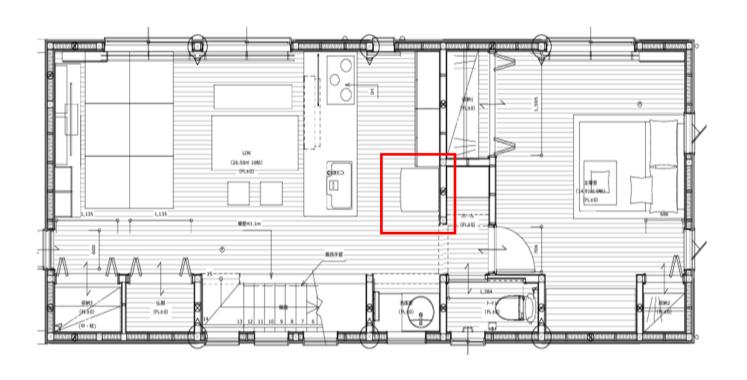






監視カメラ

- ① 監視カメラの設置場所を記載した事務所の平面図等
- ② 監視カメラで撮影した写真(点呼場所で点呼を受ける乗務員の全身が写っている画角)







Ⅲ 運用上の遵守事項

事業者が乗務後自動点呼を行うにあたり、その運用上遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 1. 事業者は、乗務後自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ<mark>運行管理規程に記載する</mark>とともに、運転者、運行管理者等及び その他の**関係者に周知する**こと。
- 2. 事業者は、自動点呼機器の使用方法や故障時の対応等について運転者、運行管理者等及びその他の関係者に対し、**適切に教育・指導 を行う**こと。
- 3. 事業者は、所定の場所以外で乗務後自動点呼が行われることを防止するため、乗務後自動点呼に用いる自動点呼機器が持ち出されないよう必要な措置を講じること。
- 4. 事業者は、認定製作者等が定めた取り扱いに基づき、適切に使用、管理及び保守することにより、自動点呼機器を常に正常に作動する状態に保持すること。
- 5. 運行管理者等は、各運転者の乗務後自動点呼の実施予定及び実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
- 6. 点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても点呼が完了しない場合には、運行管理者等が運行状況を確認 する等の適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- 7. 事業者は、運転者が携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整備すること。
- 8. 事業用自動車の不具合等、運行管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、乗務後自動点呼の実施にかかわらず、運転 者から運行管理者等に対し速やかに報告するよう指導すること。
- 9. 運転者の酒気帯びが検知された場合には、運行管理者が対面で運転者の酒気帯びの状況を確認する等の適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- 10.自動点呼機器の故障等により乗務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、乗務後自動点呼を実施する営業所等の**運行管理者等に** よる対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。
- 11.事業者は、生体認証機能に必要な生体情報等個人情報を取り扱うことについて、あらかじめ、対象となる運転者の同意を得ること。



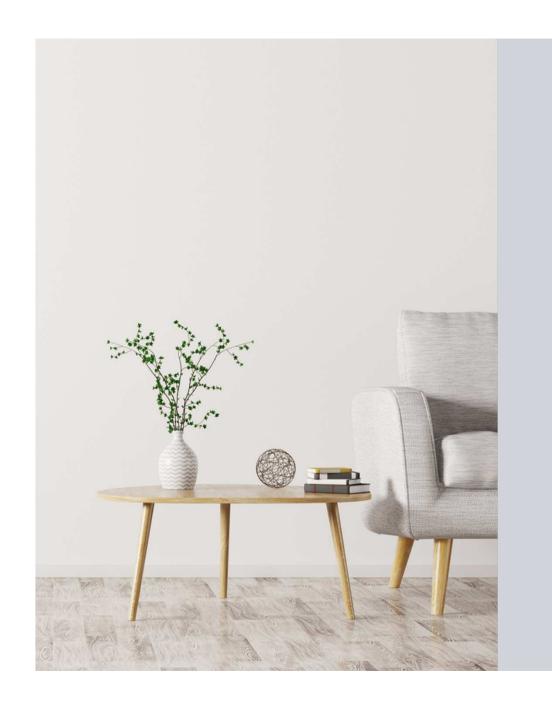
運用上の遵守事項 要約

- **運行管理規定**に記載し、関係者に周知する。また、使用方法など教育・指導を行うこと。
- 生体認証を使用するため個人情報を取り扱うことについて同意を得ること。
- 点呼機器を持ち出されないようにし、正常に動作する環境を保持すること。
- 点呼実施予定と実施結果を確認して、未実施を防止し、予定時間を経過しても点呼が実施されない場合、適切な措置を行える体制を整備すること。
- 運転者が携行品を返却したことを確認できるようにすること。
- 非常時の体制を整えること。





16





実証実験

• 実施期間

1次期間:2023年6月~7月 2次期間:2023年9月~10月

• 対象事業者

各業界団体から推薦された事業者から選定 業種:バス タクシー トラック

• 使用機器

ナブアシストのロボット点呼 Tenko de Unibo を使用。 (現在は販売終息モデル。新型ロボット Kebbi へ移行)



Tenko de Unibo

実証実験の結果、意見を踏まえて業務前自動点呼の先行実施開始

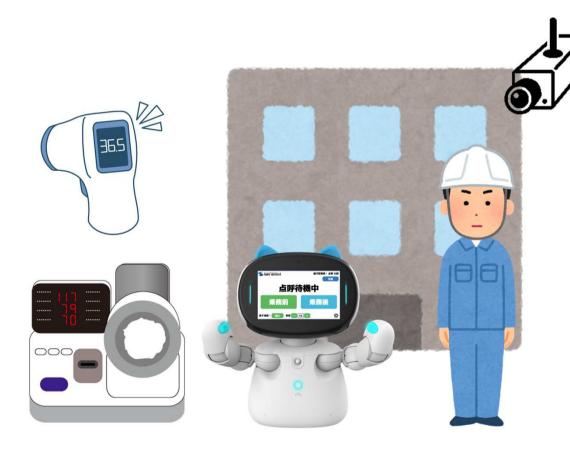


先行実施行うためには 基本事項

- 申請書の提出
- 連携可能な体温血圧計必須
- 定期的に報告事項あり
- 現地調査の可能性あり

期間

受付期間: **2024年12月31日**まで。 実施期間: **2025年 3月31日**まで。



19



申請書

業務前自動点呼を開始する**14日前**までに**申請書**を 下記宛先までメールで送付すること。

国土交通省委託事業事務局(株式会社野村総合研究所) メール: mlit jidotenko fy2024dp@nri.co.jp

添付書類

- 点呼システム資料 (ナブアシストよりご提供)
- 監視力メラの設置場所が分かる書類
- ■国土交通省 運行管理高度化検討会のサイト (文末に業務前自動点呼の実施に関する情報が記載されております) https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000082.html

出展:国土交通省

業務前自動点呼の先行実施事業への参加申請書

様式1

和年月日

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長 殿

住 所		
氏名又は名称		
代表者氏名		
(連絡件)	担当者	雷狂素品

自動車運送事業における業務前自動点呼の先行実施事業の参加を希望するため、下記について記載し、関係書類を添えて申請します。

27

- 1. 業務前自動点呼対象となる運行形態 (該当するもの一つに〇をつけること)
- 一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客・一般貨物・特定貨物
- 業務前自動点呼を行う営業所・車庫の名称、所在地(住所)、点呼に用いる機器・システムの機器名称等。(複数の営業所で実施する場合は、営業所ごとにご記載ください。)

営業所・車庫の名称	所在地(住所)	点呼に用いる機器・システムの機器名利
1		
	-	

3 実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ※開始希望日は申請日の14日以上先の日付をご記入ください。 期間は最大で令和7年3月31日までとなります。

4. 業務前自動点呼の取組意義(点呼の確実性向上や、労働時間の削減等、本事業により期待される ことをご記載ください。)



基本事項

本事業に係る情報は、原則公表されることに同意したとみなします。
 個人情報の取り扱いについては、個人を特定できない形で取り扱います。

実施する営業所に所属する乗務員のみ実施可能。
 実施可能場所:営業所、車庫

開始前までに血圧、体温の平常値を10日分取得しておくこと。 (システム内に値を設定する必要あり)

血圧計 体温計 連携必須







遵守事項

業務後自動点呼の遵守事項に合わせて下記が新たに追加されました。

- 開始1ヶ月は運行管理者が立会いのもと実施する。
 1ヶ月経過後は、可能な限り立ち会わずに実施する。
- 点呼予定を作成し、未実施を防止する。(システム登録必須)
- 点呼機器によって異常判定された場合、運行管理者が確認し、 適切な措置を行える体制を整備すること。
- 車両の点検結果が異常だった場合、適切な措置を行える体制を整備すること。





報告事項

下記項目の報告が求められます。

- ① 業務前自動点呼を実施した運転者の数
- ② 業務前自動点呼を実施した運行の総数
- ③ 運行管理者が対応した事案(酒気帯びの検知及び健康状態の異常等)の内容とその発生頻度
- ④ 以前の点呼方法により乗務不可と判断された回数について、過去1年分の実績データ
- ⑤ その他、国土交通省又はワーキングから求められた事項

要領に記載のない事項であっても要請があった場合は可能な限り対応する必要があり、 現地調査を求められた場合、誠実に対応すること。



23



点呼+で有効化するためには

下記項目をお客様にて設定する必要がございます。

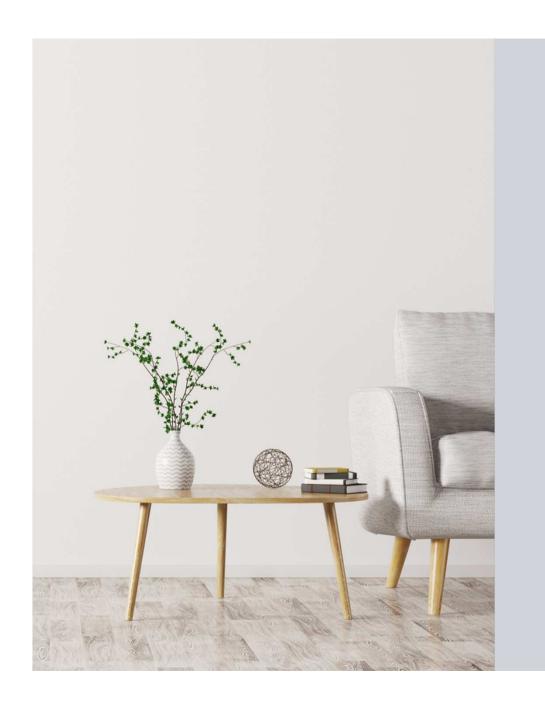
- 【社員マスタ】ご担当者ごとに、体温血圧計の平常値を設定
- 【拠点マスタ】業務前自動点呼の責任者を設定
- 点呼予定の登録

本制度化

先行実施の結果をもとに、**2025年4月~** に本制度化される予定

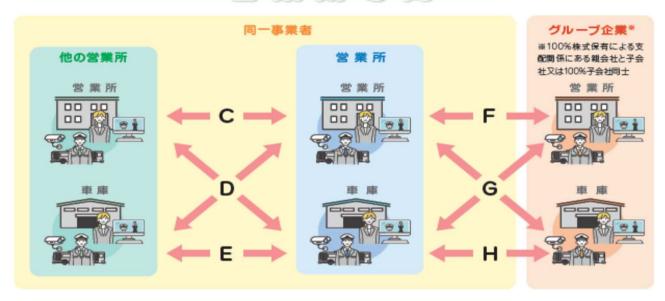








営業 所等間



C:営業所と他の営業所間

D: 営業所と他の営業所の車庫間

E:営業所の車庫と他の営業所の車庫間

F:営業所とグループ企業の営業所間

G:営業所とグループ企業の営業所の車庫間

H: 営業所の車庫とグループ企業の営業所の車庫間

遠隔点呼を行う運行管理者等の注意点



- 運行管理者等が所属する営業所が 適切に管理する機器・システムを 使用して遠隔点呼を実施
- 遠隔点呼の際、運行管理者等は運転者の所属する営業所名及び運転者が遠隔点呼を受ける場所を確認

遠隔点呼を受ける運転者の注意点



遠隔点呼を受ける運転者が所属 する営業所が適切に管理する 機器・システムを使用して遠隔 点呼を受ける



システム要件

遠隔点呼に関する基本要件



- カメラ・モニター等を通じ、運行管理者等が、運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの 有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる
- アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる

カメラの推奨 画素数:200万画素以上 フレームレート:30fps以上 モニターの推奨 サイズ: 16インチ以上 解像度: 1920x1080px以上

カメラ・モニターの推奨スペックは推奨であり必須ではありません

なりすましの防止



事前に登録された運行管理者等/運転者以外の者による遠隔点呼が行えないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること

適合例/不適合例

- 虹彩認証等、事前に登録した生体情報に基づく認証
- × ID・バスワード入力による認証、免許証や乗務員証による認証
- ×ログイン初回のみ生体認証を行い、点呼ごとには認証が行われない



システム要件

運行管理者等の確認すべき情報について

遠隔点呼に必要な以下の情報が営業所等間で共有され、運行管理者等が確認できること

- 日常の健康状態指導監督の記録
- 運転者台帳又は乗務員台帳の内容車両の整備状況

- 労働時間
- 運行に要する携行品過去の点呼記録

適合例/不適合例

- 情報がデータベース化されており運行管理者側に随時表示される
- ○情報が共有フォルダ等に保存されており、運行管理者側からいつでも確認できる
- ×紙による共有、点呼前にメール等で共有



運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況の平常時との比較

適合例

- 体温、睡眠時間等の平均値が表示され、今回点呼時の測定値と比較できる
- 事前に運転者から聴取した日常の体温、睡眠時間及び直近の健康診断結果が表示され、当日の状況と比較できる

運行に使用する車両の日常点検の結果

適合例

- 日常点検表がPDFファイル等で電子化され、運行管理者側から確認できる
- 運転者がカメラ越しに見せた日常点検表を運行管理者側から確認できる

運転者に伝達すべき事項

適合例

○ 運転者が所属する営業所の運行管理者等が、運転者への伝達事項を事前に入力し、運行管理者が点呼時に確認できる









システム要件

点呼結果とその記録について

点呼結果及び機器故障内容が電磁的方法により記録されること

- 記録は1年間保持されること
- 記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が残り消去できないこと
- 機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式で出力できること

点呼結果

- ●下記の点呼結果が運転者ごとに記録されること
- 遠隔点呼を実施する営業所等間で共有できること

点呼結果 乗務前後共通

- 遠隔点呼実施者名・運転者名・点呼日時・点呼方法
- 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果及び酒気帯びの確認結果
- 運転者の酒気帯びの状況に関する測定時の静止画又は動画その他必要な事項

+ 乗務前

- 運転者の疾病、疲労、睡眠不足の状況に関する確認結果日常点検の確認結果指示事項
- ●運行管理者等が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容

+ 乗務後

●自動車、道路及び運行の状況 ●交替運転者に対する通告

機器故障内容 ● 故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が記録されること





施設環境要件

環境照度の確保





カメラ、モニター等を通じ、運行管理者等が運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況 を明瞭に確認できる環境照度の確保

環境照度の推奨:運転者の顔とカメラの間の照度は500ルクス程度が望ましい

監視カメラの設置



運転者の全身及びアルコール検知器の使用状況を確認するため、運行管理者等が必要に応じて映像を確認できるように点呼場の天井等に 監視カメラ等を設置

通信環境・通話環境の確保

● 点呼が途絶しないように必要な通信環境を備えること

不適合例

× 頻繁に映像が停止したり、音声が途切れたりする

● 運行管理者等と運転者の対話が妨げられることのないように、必要な通話環境を確保

不適合例

× 通話にノイズがのっていたり、点呼場周辺の雑音で音声が聞き取りづらい





運用上の遵守事項

運行管理者等の遵守事項

事前の情報把握について

地理情報や道路交通情報等、業務を遂行するために 必要な情報を把握しておく





面識のない運転者に対し 遠隔点呼を行う場合

遠隔点呼を受ける運転者の顔の表情、 健康状態及び適性診断結果その他の 遠隔点呼の実施に必要な事項について、 事前に運転者と対面又はオンラインで 面談する機会を設け、確認すること



運行中の車両位置の把握

点呼漏れや車両の持ち帰りの 防止のため、車両位置の把握 に努める

車両位置の把握手段の例 GPS等による車両位置管理 システムの導入、活用等



運転者の携行品について

遠隔点呼実施時に、運転者の携行品の 保持状況又は返却状況を確認

確認手段の例

機器・システムによる携行品の 有無検出、監視カメラ等による 携行品置き場の状況確認等





運用上の遵守事項

非常時の対応

運転者の乗務不可判断について

運行管理者等は、遠隔点呼により運転者が乗務 できないと判断した場合、直ちに運転者が 所属する営業所の運行管理者等に連絡

運転者が所属する営業所では交替運 転者を手配する等の代替措置を講じる ことができる体制を整備

遠隔点呼の実施が困難となった場合

機器故障等の場合

運行管理者等による対面点呼又は 営業所等で実施が認められている 点呼を実施できる体制を整備



情報共有について

グループ企業間で遠隔点呼を実施する場合

必要に応じ、遠隔点呼に必要な情報の取扱い等に係る契約を締結

個人情報の扱いについて

運行管理者等/運転者の認証に必要な生体情報等、遠隔点呼の実施にあたり個人情報を扱う場合には、 事業者と対象者間で同意を得る

事業者の遵守事項

遠隔点呼の運用に関し必要な事項 について、あらかじめ運行管理規程 に明記するとともに、運行管理者 や運転者等の関係者に周知



※2024年3月31日【遠隔点呼及び自動点呼】





点呼の実施場所の拡大

遠隔点呼や自動点呼の要件を満たすことで、

車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所にて実施可能へ









監視カメラの取扱いの緩和

監視カメラだけではなく、クラウド型ドライブレコーダ、スマートフォンも選択肢に追加

・遠隔点呼・・・「アルコール検知機使用時」の 運転者や周囲の様子が確認できること

・自動点呼・・・自動点呼を受ける一連の流れを動画で運行管理者等が確認できること









取得する動画の取扱い

- ・遠隔点呼・・・・点呼中に「随時」確認できること。アルコールチェックを遠隔点呼の直前に実施する場合、アルコールチェック時の周囲の様子を記録した動画を遠隔点呼中に確認することは可能
- ・自動点呼・・・・点呼の実施中又は実施後のいずれかで確認できること 事後の動画による確認は等倍速でなくても、明瞭に確認することができれば問題ない





5. 告示改正に関するポイント



車内やその他の場所で行う際の注意点

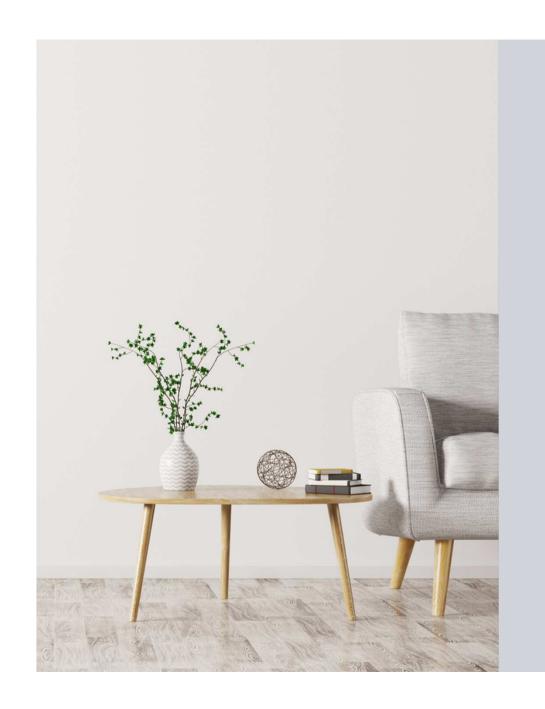
点呼を実施する場所について、**あらかじめ運行管理者と運転者で相談し定めておき**、点呼記録簿に実施した場所を表示する必要あり

例) あらかじめ定める地点: 武三区域内の宿泊施設

遠隔点呼時には、定めた場所で実施されているか、監視カメラやドライブレコーダー、スマートフォンのGPS等で確認を行う。 点呼後の実施場所の記録 〇〇 県 ××市 宿泊施設

















対面、IT、遠隔、自動、出先での点呼 ··· 全ての点呼データを一元管理!



対応表

	対面点呼	IT点呼/遠隔点呼	自動点呼
方法	疑似対面(業務前・業務後)	疑似対面(業務前·業務後)	自動(業務後)
ロボット版	0	O (乗務員側のみ)	O JG23-005
Kebbi	・タニタ FC-1200、1200F ・中央自動車工業 SC-502、SC-502D ・KENWOOD CAX-AD300	・東海電子 ALC-PRO Ⅱ ・東洋マーク AC-011、015 ・サンコーテクノ ST-3000	・タニタ FC-1200、1200F ・中央自動車工業 SC-502、SC-502D ・KENWOOD CAX-AD300
	0	0	O JG23-002
デスクトップ版	・タニタ FC-1200、1200F、1500、1500F ・中央自動車工業 SC-502、SC-502D ・KENWOOD CAX-AD300	・東海電子 ALC-PRO II ・東洋マーク AC-011、015 ・サンコーテクノ ST-3000	・タニタ FC-1200、1200F、1500、1500F ・中央自動車工業 SC-502、SC-502D ・KENWOOD CAX-AD300
工 11" 人 11 地	運行上止むを得ない場合の出先点呼 (業務前・業務後・中間)	0	×
モバイル版	・中央自動車工業 SC-50 ・KENWOOD CAX-AD3	Convright © 2024 NAV ASSIST	



ロボット版 デスクトップ版の違い





	ロボット版 Kebbi	デスクトップ版
月額利用料	ロボット版	> デスクトップ版
利用料金に含まれる内容	ロボット本体利用料/クラウド利用料/ロボット本体保守/サポート利用料	クラウド利用料/サポート利用料
契約期間	3年契約 月額払	月契約 月額払
接続方法	無線LAN	有線LAN 無線LAN
業務連絡	画面及び設定した音声での伝達	画面での伝達
遠隔点呼	ドライバー側のみ	管理者 ドライバー



基本の流れ

点呼開始

業務前

- 1. 本人確認
- 2. アルコールチェック
- 3. 免許証チェック・車両確認
- 4. 体調管理(血圧·体温連携可能)
- 5. 日常点検確認(スマホ等での点検業務と承認)
- 6. 指示伝達事項
- ※運行管理者や補助者による最終視認(対面 or IT/遠隔)

点呼終了

記録簿の自動作成

点呼開始

業務後

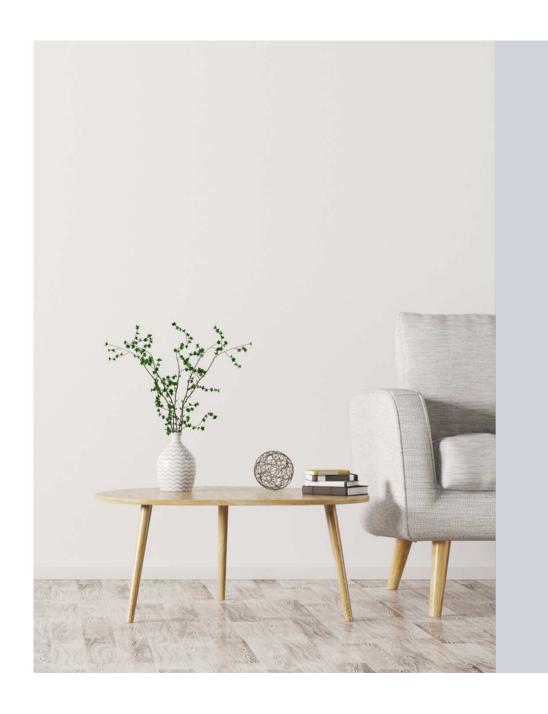
- 1. 本人確認
- 2. アルコールチェック
- 3. 体調管理(血圧·体温連携可能)
- 4. 指示伝達事項
- 5. 道路状況・交代者への伝達事項確認

※業務後自動点呼

(点呼実施困難な場合は対面等で対応)

点呼終了

記録簿の自動作成





デジタコ連携 デスクトップ版 (有償サービス)

業務後点呼を行った際に運行実績を表示。運行管理者不在でも運行の振り返りが可能。



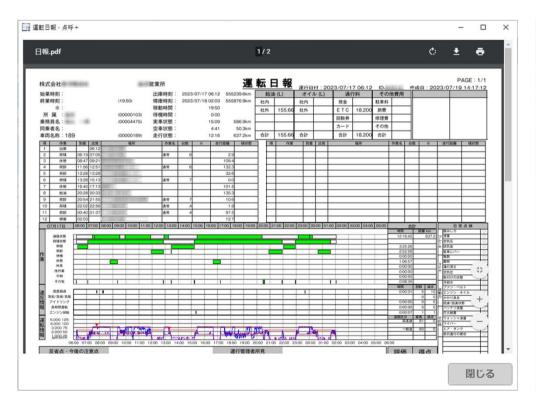


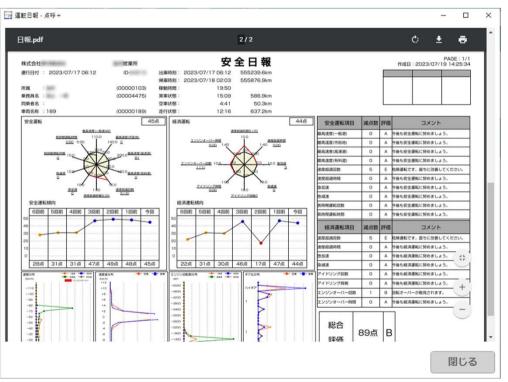
富士通製デジタコ「ITP-WebserviceV3」との連携



デ**ジタコ連携 デスクトップ版** (有償サービス)

運転日報、安全日報を閲覧可能。





富士通製デジタコ「ITP-WebserviceV3」との連携



デジ**タコ連携 デスクトップ版** (有償サービス)

運転評価を確認可能。点数とグラフで確認することができます。





富士通製デジタコ「ITP-WebserviceV3」との連携



デジタコ連携 デスクトップ版 (有償サービス)

違反情報も確認することができます。





富士通製デジタコ「ITP-WebserviceV3」との連携

47



デジタコ連携 ロボット版Kebbi (有償サービス)

業務後点呼を行った際に運転評価を確認可能。

※ Kebbi版は2024年度中にリリース予定 実装前のため画面レイアウト等、変更になる可能性がございます



運転評価(4/24 06:00~4/24 20:30)

あなたは、安全運転評価において、下記の成績となりました。今後は、管理者の指導をよく守り、安全運転に努めて下さい。

総合評価: 45点 / D 走行時間: 12:10

月間評価順位:-位 休憩時間:01:05

安全運転評価:30点 作業時間:00:45

経済運転評価: 15点 長時間運転: 07:26

アイドリング:00:51

次へ

スキップ

1/3



富士通製デジタコ「ITP-WebserviceV3」との連携

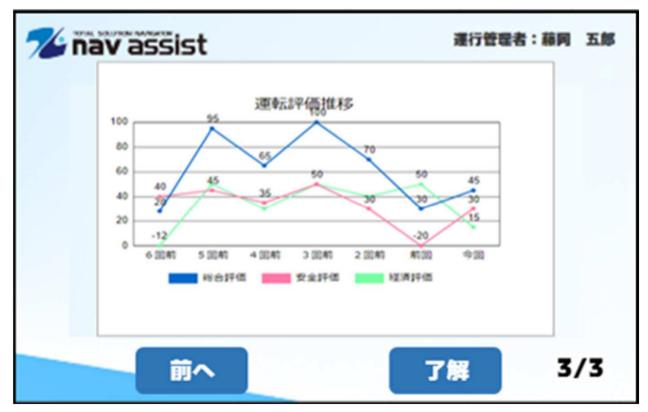
48



デジタコ連携 ロボット版Kebbi (有償サービス)

運転評価の推移をグラフで確認することができます。

※ Kebbi版は2024年度中にリリース予定 実装前のため画面レイアウト等、変更になる可能性がございます





富士通製デジタコ「ITP-WebserviceV3」との連携



運管ナビ ※運管ナビは『点呼+』とは別サービスとなります。

運行管理者が行うべき業務がすぐわかるダッシュボード、業務のお知らせ通知、各種台帳の管理機能を備え、多岐に渡る運行管理業務を支援いたします。他社サービスとのデータ連携を行い分析することで運行管理者が今行うべき業務が何かをあらゆるデータに基づいて表示/通知します。





運管ナビ 運転者台帳機能

本システムで参照可能な運転者台帳レイアウトは以下の通りです。(現状Excel形式にてWebサイト上からダウンロード可能) ログイン時に「管理者としてログイン」した場合に参照可能です。 ※管理者ログインのためには二段階認証(メールを使用した認証)が必要となります。

1/2

0	運転者 整備: 事務調	i		運		_	台 簿)	帳)日時: 2 日力者: 3			
<u></u>	-	1(整備管		_		事	業者名	株式会	会社ナ	ブロジ	ステ	ィクス	ζ_
	成年月 成番号	H	9999	Н		2	業所名		高	崎営業	所		_
社	買ID		9999			I							
3	りがな		なぶ さんふ	がる		性別	lý .	生年月日	3 1	血液型			
氏	名		ナブ サンフ	ブル		男性	± 197	5年12月	22日	B型 Rh(+)			
現	住所	〒371-0	846 編市元総社町521	-8						\exists	1:	: :	1
本	籍地	〒101-0								\exists	Z	ن	
			代田区内神田2-1	Programme and the								年01月	
連	絡先	-	027-253-1633		緊急時①		ナブ 本社		緊急	時② 氏名		シス技 -372-3	
200	10	20,000		777	AL SUPPLY AN				100 800	and the same of		1000	
雁	入日		年12月22日 12345678901						10000	選任年月日 20 有効期限 20		02月02	
転免	0 3113 0 712 0 1				100 11 4 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12				-	条件は備考欄に記載 特記事項			
		05月01日ま						(大型等5割以上10割未満) 特記事項です				IL.	
äß		03月01日本						危険防止措置義務違反 特記事項で					
		05月06日ま		_	私格價較初等///> 等/// 高速自動車国道等運転者遵守事項違反								
_		月日	, - , - , - , - , - , - , - , - , - , -	最終学歴·前/前々動務先							受して は 積載量 経		年月
連			1001		テーションサービス 貨物 リューションズ・ジャパン株式会社 乗合				8t 4人、6t		5年5		
転	1996	F04月01日	日立ヴァンタラ・デジタ	タル・ソリ							3年8	力月	
経	1995年04月01日 日立Astemoアフタ			ターマ	マーケットジャパン株式会社			社 乗合 4人		4人	0年3カ月		
胜	1990	F02月01日	株式会社新聞ト	ランスフ				樂用		8人、25t			1力月
		月日	種類		番号	3	年月日			種類		番号	
資			日商簿記検定		1323					地建物取引士 (宅建士) 1			
資格			**************		1001		F-13-F-1			用英語技能検定(英検) 1			
格	20009		TOESC(R) Listering & Read	_	and the same of th		1991年02月05日 目		目動車選	自動車運転免許		001	
格情		年05月01日		_	1617	年金				-A-C-C	続相	-1+	Lor
格	1998	氏名	生年月日		Delle Diac			氏名		生年月日			-
格情報	1998			미祖	100 有 有		ナブ 三郎		100000	年09月08	-	有有	角
格情報家	19985	太郎	1955年01月06	D 307					2003	年12月15	= f	19	
格情報家族	1998i ナブ	太郎 花子	1956年03月05			有			2000	COLECT!	3 3	100	
格情報家族	19985	太郎 花子 花江		日妻	有	有無	ナブ五郎		2008	年01月07	日 子	有	Ħ

2015年02月04日 医療法人社団三愛会 異常所見を認めます。経過観察が必要で、今後の検査の結果、所見に変化があれば精密 一参クリニック 検査や治療が検討されます。6カ月後に医療機関を受診して再検査を受けてください。 康 2008年09月01日 医療法人計団有 異常所見を認めます。生活習慣の見直しと改善に向けた積極的な取り組み、もしくは再検査を受し 質クリニック て、経過を確認することが大切な所見です。1年後に健康診断を受診して再検査を受けてください 所見に関連する症状やご心配がある場合は、医療機関を受診して精密検査を受けましょう。 2006年03月01日 おおいクリニック 軽度の異常所見を認めます。不健康な生活習慣によって悪化し、健康障害の発 生や重症化の原因となる可能性があります。生活習慣の見直しと改善への取り 組みを続けましょう。1年に1回は健康診断を受診して検査を受けましょう。 実施機関名 診断結果の所見 性 2020年01月01日 適齢 2001年05日04日 適齢 NASVA 複雑な状況でも常にいろんな状況があることを見扱いて、適切な行動を心がけましょう。 1998年08月07日 特定[NASVA パランス点く開発に保を取りながら、リラックスして運転をするように心がけましょう 1996年01月01日 初任 運転時、やや性急なところあり NASVA 年月日 週守すべき基本事項TI00201 021年05月01日 一般 2001年02月02日 一般 運転時の心構え TI00101 事故事例の分析と再発防止策TJ03901 1999年01月01日 事故 1996年03月06日 一般 奇蹄予測及7/緊急時の対応方法TI00801 年月日 登録番号 種類 責任 事故記録簿No 追突 無責 213654 P10号VV交美占付近で1と衝突 698587 R10号XX交差点付近で乗用車と自転車と衝突 多重衝突 双方 156423 1998年02月02日 00095 1995年01月01日 00089 路外逸脱 有責 123456 R10号XX交差点付近で乗用車と衝突 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要。 第一・第二当事者の判断がつかない場合は保留と記録し、後ではっきりした時点で結果とその根拠の書類を添付する 年月日 内容等 2023年01月05日 速度超過 (30 (高速40) 以上50未満) 1998年05月02日 歩行者側方安全間隔不保持等 2009年08月04日 共同危険行為等禁止違反 1995年01日01日 高速自動車国道等運転者遵守事項違反 腰 2001年05月01日 積載物重量制限超過 (大型等5割以上10割末満) 1989年05月02日 放置駐車違反 (駐停車禁止場所等) 2000年03月05日 妨害運転 (交通の危険のおそれ) 年月日 保険の記号・番号 1998年02月03日 12345678 東京都千代田区内神田2-11-4 トーハンビル5F 厚生年金保険 1998年03月01日 0123456789 厚生年金の備考です 関雇用保険 1998年04月05日 01234567890 雇用保険の備者です 1998年05月31日 01234567890123 株式会社ナブロジスティクス 通動所要時間 2時間6分 週 事業用自動車の運転者でなくなった日 2023年02月01日 死 退 理由(解雇の場合はその理由) 一身上の都合により退職 その他・ 普通二輪はAT車に限る 大特車は農耕車に限る 大特車は農耕車に限る コメント等 中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車 (5 t) に限る ※転任・退職等により運転者でなくなった者の作成番号は永久欠番とし、台帳は3年間保持すること

2/2



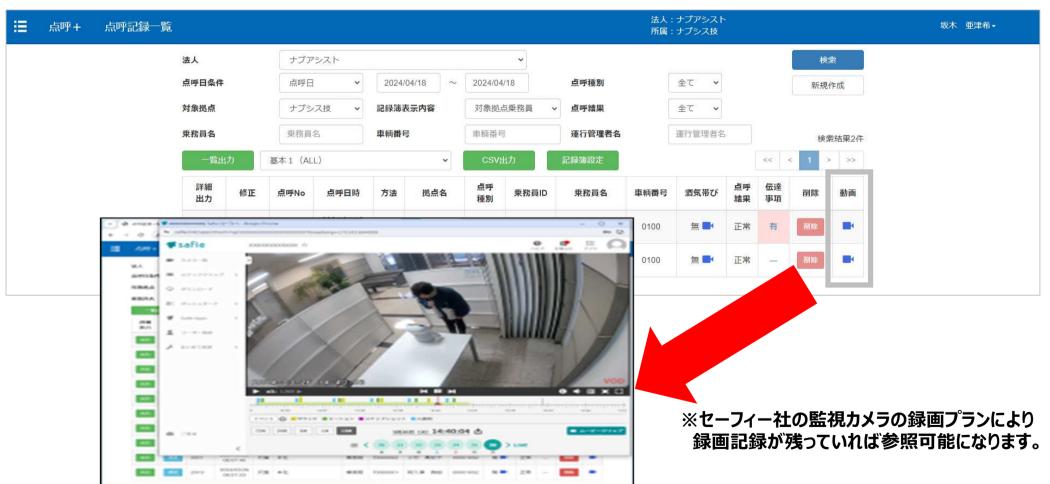
運管ナビ 機能一覧

サービス	機能名	機能概要	詳細	対応状況
運管ナビ	業務ダッシュボード	トピックス通知	Web画面上に管理者が行う業務が一覧表示され、クリックすると対象の画面に遷移する <対象項目> 無事故無違反,誕生日,必須項目未登録,健康診断,初任診断,適齢診断,特定診断I, 特定診断II,免許証有効期限, 点呼異常,点呼未実施	•
		定期業務通知	Web画面上に管理者が行う業務について、期日別に表示する 健康診断,適齢診断,特定診断I,特定診断II,免許証有効期限	•
		お知らせ機能	トピックスに関して、設定に応じて管理者にメール等による通知を行う	今後
		点呼+Webサイト遷移	点呼+Webサイトへのリンクを配置し、 本Webサイトから点呼+Webサイトへの自動ログインを行う	•
	運転者情報管理	•運転者台帳管理	運転者情報を管理(Web手入力)し、台帳出力(Excel)が行える 社員の区分を設け、管理者/補助者/整備士/他 利用できる 点呼+連携により、点呼側のデータ収集し一部台帳データの自動作成を行える	•
		•運転者台帳出力	管理者権限を持ったアカウントでログインした場合に、運転者台帳のExcel(PDF)ファイルを ダウンロードすることが可能	•
	F05. *\\	マスタ同期	点呼+システム間でのマスタデータの同期を行う 社員マスタ、車輌マスタ、拠点マスタ、部署マスタ マスタ同期により、運転者台帳に出力される情報が常に最新化される	•
	点呼+連携	運転者台帳連携	デスクトップ版点呼+での点呼時、遠隔点呼を行う管理者側画面に点呼対象乗務員の台帳情報を連携する 手動アップロード等行わずに常に最新の台帳を閲覧できる	•
	お知らせ(運転者)		運転者に必要なお知らせを、点呼時の業務連絡として伝える	今後
	その他台帳		車輌台帳、健康診断記録、事故報告書、適性診断記録 をダウンロードすることが可能	今後
	データ分析		各サービス連携したデータ(デジタコ、健康診断、適性診断、ドラレコ等)を集計・分析し必要情報を提供する	今後



Safie 連携

点呼+管理画面から、セーフィー社の監視カメラ動画を閲覧できるサイトヘアクセスでき、点呼の様子を動画で確認しやすくなりました。





Safie 連携の背景

『貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正』への対応

※改正旅客自動車運送事業運輸規則等(令和5年10月10日公布)

(1) 輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等

一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、 業務記録及び運行指示書について1年間の保存義務があるところ、当該保存期間を3年間に延長し ます。また、点呼の記録については電磁的記録として保存することを義務付けます。



(2)録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、点呼を行った際の状況を録音及び録画(電話点呼について は、録音のみ)して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。



(3) アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認 を行う際に、(2)により録画をしている場合を除き、当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮 影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。





(4) ディジタル式運行記録計の使用の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の運行距離等を運行記録計により記 録し、当該記録を保存しなければならないところですが、本記録をディジタル式運行記録計により行 い、電磁的記録として3年間保存することを義務付けます。



点呼業務外

(5)安全取組の公表内容の拡充

一般貸切旅客自動車運送事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容 として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加します。



おわり

